

平成26年7月7日

SBJダイレクト利用規定一部変更のお知らせ

平成26年7月7日(月)より、SBJダイレクトに外貨宅配サービス機能を追加することに伴い、「SBJダイレクト利用規定」の記載内容について、下記の通り変更がございますのでご案内申し上げます。

記

【変更内容(変更部分のみ抜粋)】

【変更内容(変更部分のみ抜粋)】			
旧			新
第10条	エクスプレス送金取引	第10条 外貨宅配サービス	
第11条	自動振替·振込登録	1.取引の内容	
第12条	預金担保借入	(1)お客さまからの依頼に基づきお客さまの指定した出金口座より指定	
第13条	照会サービス	する金額を引き落とすことにより両替した外国紙幣をお客さまの指定	
第14条	通知サービス	場所にお届けする事ができます。	
第15条	届出事項の変更等	(2)両替の際に適用される外国為替相場は、申込受付け完了時点にお	
第16条	取引の記録	いて当行が呈示する外国為替相場を使用します。	
第17条	海外からのご利用時	2.取引の実施日	
第18条	免責事項等	取引の実施日は、原則として受付日当日とします。	
第19条	パスワードの盗取等による不正な資金移動など	ただし、	取引の依頼内容の確定時点で当行所定の時限を過ぎてい
第20条	解約等	る場合、	または受付日が銀行休業日の場合その他当日中に取引決
第21条	通知等の連絡先	済を行う	ことができない事情がある場合には、受付日の翌営業日とな
第22条	譲渡・質入・貸与の禁止	ります。	
第23条	サービスの終了	3.決済依頼の方法	
第24条	規定等の準用	決済(口座引落とし)の依頼は、当行所定の方法により、決済金額等	
第25条	規定の変更等	の所定事項を正確に伝達してください。当行は受信した事項を決済	
第26条	契約期間	内容とします。	
第27条	準拠法·管轄	4.取消手数料	
各条項本文省略		申込後は原則取り消しできません。	
		第11条	エクスプレス送金取引
		第12条	自動振替·振込登録
		第13条	預金担保借入
		第14条	照会サービス
		第15条	通知サービス
		第16条	届出事項の変更等
		第17条	取引の記録
		第18条	海外からのご利用時
		第19条	免責事項等

第20条 パスワードの盗取等による不正な資金移動など 第21条 解約等 通知等の連絡先 第22条 譲渡・質入・貸与の禁止 第23条 サービスの終了 第24条 第25条 規定等の準用 規定の変更等 第26条 第27条 契約期間 第28条 準拠法·管轄 第10条を除く、条項の本文省略

以上

お問い合わせ先 株式会社SBJ銀行

コールセンター: フリーダイヤル 0120-015-017

携帯・PHS から 03-4560-8017(有料)

受付時間 平日 9:00~18:00

ホームページ URL:http://www.sbjbank.co.jp/